

## 横山地区マスコットキャラクター使用ガイドライン

横山地区では、マスコットキャラクター「よこぞうくん」を適切に使用していただくために、『横山地区マスコットキャラクター使用ガイドライン』を設けました。

このガイドラインは、キャラクターが広く皆さまに愛され、活用されることにより、横山地区の活性化につながるようするため、使用の基準などについて例示しています。

### 1 キャラクターの使用に際して

キャラクターに関する一切の権利は、よこぞうくん推進委員会に属します。キャラクターを使用した場合は、このガイドラインの内容に同意したものとみなします。

キャラクターの使用は横山地区にお住まいの方に限ります。ただし、営利を目的とした使用はできません。

使用の内容によっては使用申請書（別紙1）の提出を求める場合があります。申請書は横山公民館窓口でお渡しします。

### 2 使用上の注意点

使用にあたって、下記の事項を遵守し、正しく使用してください。

- ・定められた形等を正しく使用し、デザインの変形、改変など応用使用はしないでください。
- ・キャラクターのイメージを損なう使用はしないでください。

### 3 使用の停止について

次の場合は、使用の停止を申し入れます。

- ・法令もしくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ・特定の個人、政治、思想もしくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ・不当な利益を得ることを目的として使用すると認められるとき。
- ・自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ・特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがあると認められるとき。
- ・地域の信用もしくは品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ・第三者の利益を害するものと認められるとき。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行うものが使用するとき。
- ・暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不当行為等を行うものもしくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、もしくは関与するものをいう。)であると認められる者が使用するとき。

- キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- その他委員会が使用について不相当と認めたとき。

#### 4 その他の注意事項

##### ◆損失補償等の責任

委員会は、キャラクターの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負いません。

使用者は、キャラクターを使用した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、委員会に迷惑を及ぼさないように処理しなければなりません。

使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を委員会に賠償しなければなりません。

##### ◆権利の設定等の禁止

使用者は、キャラクターについて、意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく意匠の登録、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をすることは禁止とします。

#### 5 キャラクターについて



##### 「よこぞうくん」プロフィール

名前：よこぞうくん

年齢・性別：7歳のわんぱく盛りの男の子

どんど焼きに出演する榎獅子連の獅子舞に憧れる狛犬だが、ネコ科に間違われ易い。

「よこぞう」という古風な名前だが、おじいちゃんじゃないよ。

小町通自治会界隈にいるらしい。

◆使用可能イラスト



①正面



②おすわり



③メール



④お正月



⑤ひなまつり



⑥お花見



⑦夏



⑧運動会



⑨クリスマス

◆禁止事項

イラストを変形したり、改変をしないでください。

【不適切な例】



縦横比率の変更



何かを持たせる



色を変える

◆キャラクター名の表示について

イラストの近くに「横山地区マスコットキャラクター よこぞうくん」と表記してください。文字の配置・サイズ等に定めはありませんが、他のキャラクター等と並べて表示する場合は、誤認されないように注意してください。

6 その他

このガイドラインに記載されていないことが生じた場合は、その都度相談に応じます。

このガイドラインに記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

附則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

別紙1

## 「よこぞうくん」使用申請書

年 月 日

よこぞうくん推進委員会 あて

申請者 所在地  
団体名  
代表者  
電 話

次のとおり横山地区マスコットキャラクター「よこぞうくん」のデザインを使用したいので、申請します。なお、使用にあたっては、『横山地区マスコットキャラクター使用ガイドライン』を遵守します。

使用デザイン	
使用目的	
使用する物品 又は使用形態	
作成又は 使用個数	
使用方法	
使用期日 又は期間	
担当者連絡先	氏名 連絡先

お問い合わせ・申請書の提出先

よこそうくん推進委員会

住所 相模原市中央区横山台1-20-10  
横山公民館内

電話 042-756-1555